

書面の宛先（藤沢・鎌倉両市長）

**武田研究所との協定素案にたいする  
病原体実験などバイオ関連事項安全協定案に関する申し入れ**

2010年10月6日

武田問題対策連絡会

**はじめに：**

公表された『環境保全協定(素案)』にたいして武田問題対策連絡会は、8月31日付けに藤沢市長ならびに鎌倉市長に宛て「意見と対案(対比表)」なる協定案の申し入れをいたしました。

今回の申し入れは、先の「意見と対案(対比表)」に追加して、主に病原体にかかわる実験の安全に関し行政の場で定常的に機能し得る様協定案を申し入れるものです。

(すでに「意見と対案(対比表)」で素案第13条、同第14条の項にてバイオ実験室の排気、排水にかかわる設備に関する協定案を、また素案第4条の項にてリスクコミュニケーションの場として「協議会」設置の協定案を、それぞれ申し入れており、とくに「協議会」についてはその権能として と の項目を提起し病原体実験の安全性を事前協議したり住民に公開し住民の同意を求める仕組みを提案した。従って今回の協定案申し入れが一部重複する面はあるが、市民の安全にたいし悉皆的、定常的に機能し得ることを主眼にした協定案として、改めて申し入れるものです。)

バイオ関連実験の安全性について法令による規制が乏しく神奈川県の手引を重ねても市民の不安が解消されないのが実情である。当連絡会における検討の手順にならい前置きに事実経過を記述し、考え方の根拠を補いつつ協定案を申し入れるものといたします。

**事実経過：**

(1) 武田薬品は、実験室のレベルとして、P1からP4までのレベルがあり、実験室の一部についてはP3レベルの拡散防止措置のある実験室とする、と説明した。

また、取り扱う病原体としては、将来は別として当面はクラス3に相当する病原体の実験は計画していないと説明した。しかし遺伝子組換え実験について、カラー刷り全16ページの小冊子中7ページの記述からして、クラス3の病原体を宿主とする実験は行わないとは明記しているが、クラス3やクラス3相当とする病原体からの遺伝子をクラス2以下の宿主に組み込む実験は想定される、という記載がある。

要するに武田新研究所は、遺伝子組換え実験の延長線上でP3レベルの病原体(クラス3)をP3実験室で取り扱うことを予定している。

なお、武田薬品は、P2レベルの実験室について、どの棟にどれくらいの数の実験室を設置するかを全く明らかにしていない。

(2) 住宅地近くや配慮施設の近くで病原体を扱う実験を行うべきでは無いということについて、武田問題対策連絡会は2008年の秋から何回も主張し、特にWHOの安全性の章に規定されている立地規制の英文を提示して武田薬品に返答を迫った。だが、武田薬品は連絡会が示した同一箇所の英文であっても、その解釈を異にし、住民説明会でも「立地条件に関するWHOの規定は無い」と主張し研究所が住宅地等に近隣していても病原体を扱う実験は行うことができるとの立場をとってきた。しかし、誤訳に基づく武田薬品のWHO規定の解釈は元から誤っており、WHOは気象や地理的条件への適正について触れていることから矛盾している。

そもそも「物理的封じ込め」を意味するP3レベルとかP2レベルとかと称する実験室の安全性は、単に研究所内で従事する研究員が実験材料である病原体から感染被害を受ける危険性を最大限防止する安全策を定めたものであり、「物理的封じ込め」という設計思想に基準を置いた「カッコ付きの安全対策」に過ぎず、研究所の敷地から外側、とりわけ周辺住宅地など実験室の外部に係わる安全については基本的に何の配慮もなされていない。このことを行政は独自の立場で考慮し審査せねばならなかった。今回、協定を結ぶに当たって、市民の安全を確保する協定にする為には、「物理的封じ込め」規定に基づく実験室の安全対策が上述のように一面的であることを十分考慮してかからなくてはならない。

(3) 病原体の典型である微生物が仮に研究所から漏洩したとき、「物理的封じ込め」とは別の対策として研究されてきたのが、「生物学的封じ込め」と呼ばれる対策である。武田研究所でも遺伝子組換え実験の態勢においておなじ考えが示されている。すなわちクラス1の病原菌やクラス2のものをいれれば、これらは「自然条件下では自立的な増殖ができないため、(中略)周辺環境に対する影響はないと考えられます」とカラー刷り全16ページの小冊子で記述している。

しかし現在はまだ個々の実験内容毎に詳細に安全度を調べ、研究所内と研究所外にたいする安全対策を講じる必要があることに変わりはない。「生物学的封じ込め」を過信し住宅地に隣接しながらP2実験室の排気を、HEPAフィルタを介さずに放出するのは危険である。

(4) 武田薬品は、これまでのところ(正確には2010年6月末までのところ)当面はクラス3に相当する病原体を扱わないとして、クラス3の実験についてのリスクコミュニケーションは市民が要求してもいっさい拒んできた。しかし将来ともクラス3について扱わないのではなく、必要性が出たときには実験をすると言うのであるから、説明がまるで矛盾しているのだが、住民にたいする説明会は全てそれで押し通してきた。

さらに問題は、当初からの実験を計画するクラス1やクラス2の実験について、研究所の敷地の外部にたいし危険は無いのか? 武田薬品は何も説明していない。市民がリスクコ

コミュニケーションを要求するも拒否している。

( 万一、武田薬品が周辺市の行政に対し安全対策を具体的に示していたのであれば市民にも開示すべきである。また、鎌倉市議会が平成 20 年に県へ出した意見書、本年(平成 22 年)6 月には国へ出した意見書は勿論のこと、類似の課題をいち早く提起した大阪府議会の意見書【平成 15 年 10 月 21 日付け】も示唆に富むものである。)

### **個々の実験を安全協定でどう扱うか：**

( 1 ) 市民に対するこのような説明不足がどうして起きたかはすでに明らかにした。従って、市民が安心して暮らせる事を保障するには、藤沢市長および鎌倉市長は武田薬品との協定協議を通じ次の様な内容を協定上にて明確に規定する必要があります。

操業に際して実験する事項について、また将来新たな実験を実施する必要が出た場合に際して、P 2 レベル実験室および P 3 レベル実験室を使用するすべての実験に関して研究所外部の住民および配慮施設にたいする安全対策を個別に議論し、実験毎に安全策を厳密に規定しておく必要がある。武田薬品がそれらの具体的な安全策を提示し得ず説明することを拒むことがあれば、その様な実験については実施しないよう協定すべきである。

( 2 ) 協定において実験内容を詳細に規定するよう求める理由は明瞭です。P3、P2 といった「物理的封じ込め」の実験室は、ヘパフィルタが 100% 完全では無く、「カック付きの安全対策」に過ぎない。研究所の敷地から外側、とりわけ周辺住宅地など実験室の外部に係わる安全については基本的に配慮されていない。周辺市の市長は、研究所の立地状況にたいする WHO の規定を考慮し、安全策について十分な確証をとる事を協定の基本にすると定めるべきである。

二重三重の安全対策を施しても設備的な故障や人為的なミスによる事故は避け得ない。今回のように住宅地や配慮施設に密着して操業し、そのことが事故の結果をより悪化する危険のある実験計画については、当初から実施しないよう協定すべきである。

### **協定内容としての提案：**

P 3 施設や病原体実験への不安は今もって何も解消されておりません。従って、実施が予定されているバイオ関連の実験に関しては、( 1 ) 実験の目的 ( 2 ) 実験の方法、研究材料の貯蔵・処分を含む ( 3 ) 実験の危険性と安全対策 ( 研究所内と研究所外にたいする安全対策を明確にする ) について協定において整理し、市民が安心して暮らせることを市長は市民に説明し、市民の同意を得た後に操業することを規定すること。

将来、新たな実験を実施する必要が出た場合は、その都度協定項目を追加し、市長は同様の整理と説明を行い、市民の同意を得た後操業することを規定すること。

以上

追記 1、武田薬品と行政で現在準備中の協定について、市民代表を含む「三者協定」とすべきであるとの当会の主張は、これまでと変わりありません。

追記 2、以下の 2 点につきご承知願います。

- イ、同文申し入れを藤沢鎌倉両市長に宛てて申し入れます
- ロ、両市の市議会議員各位に宛てて当申し入れの写しを届けます